

令和元年 6 月 14 日

市民文教委員会

市民部スポーツ振興課

ブラジル選手団事前合宿に関する協定書について

1 趣旨

平成 29 年にブラジルオリンピック委員会 (以下「COB」。)・パラリンピック委員会 (以下「CPB」。)と締結した覚書では、詳細事項を明確にする最終的な協定書を本年 9 月までに定めることとしている。

この度、覚書に示した最終的な協定書を定め (本年 7 月予定)、受け入れ競技や選手人数、合宿の期間、費用負担について明確にするもの。

なお、パラリンピックの受け入れ競技 (全競技) については、平成 30 年 7 月に先行して協定書を締結している。

2 主な経緯

- H28.6.14 ホストタウンに認定
- H29.6.26 COB と事前合宿に関する覚書締結
- H29.8.1 CPB と事前合宿に関する覚書締結
- H29.12.11 共生社会ホストタウンに認定
- H30.2.7 ブラジルホストタウン推進浜松市民会議設立
- H30.7.25 CPB と事前合宿に関する協定書締結 (全競技を受け入れ)
- R 元.7 (予定) COB と事前合宿に関する最終的な協定書締結
CPB と事前合宿に関する最終的な協定書締結

3 協定書の主な内容

COB	CPB
(選手団の人数) 最大 162 人	(選手団の人数) 最大 397 人
(期間) 最大 22 日間	(期間) 最大 14 日間
(受け入れ競技) 7 競技	(受け入れ競技) 19 競技
(浜松市の負担) ・競技練習場等の提供に要する費用 ・宿泊及び食事に要する費用のうち、選手に係るもの ・食料、水、スポーツドリンク等の提供に要する費用 ・国内、市内の選手等の移動に要する費用のうち選手に係るもの ・国内、市内の競技用品の輸送に要する費用 ・サポートスタッフに要する費用	(浜松市の負担) ・競技練習場等の提供に要する費用 ・宿泊及び食事に要する費用のうち、選手と選手をサポートする介助者・医師等に係るもの ・食料、水、スポーツドリンク等の提供に要する費用 ・国内、市内の選手等の移動に要する費用のうち選手と選手をサポートする介助者・医師等に係るもの ・国内、市内の競技用品の輸送に要する費用 ・サポートスタッフに要する費用